

# 徳島県立博物館ボランティア制度要綱

令和8年4月1日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、徳島県立博物館（以下「博物館」とする）のボランティア制度に関し、必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 博物館ボランティア制度は、博物館の使命に共感し、学芸員等への協力をおして博物館活動に参加することによって、ボランティア自身が学ぶ機会となることを目的とする。

## (対象となる活動)

第3条 ボランティア活動は以下のとおりとする。

- (1) 普及行事
- (2) 博物館資料作成・整理作業等
- (3) その他、館長が必要と認めたもの

## (資格要件)

第4条 資格要件は以下のとおりとする。

- (1) 博物館の使命に共感し、ともに活動しようという意思を持つもの
- (2) ボランティアについて正しく理解し、協調性を持ち活動できるもの
- (3) 日本語によるコミュニケーションに支障がないもの
- (4) パソコンやスマートフォン、携帯電話等を使い、メールのやりとりが一人でできるもの
- (5) 18歳未満の方は、保護者の同意を得たもの
- (6) 小学生以下の方は、保護者の同伴が可能なもの
- (7) その他、資格要件は、活動の内容に応じて定めることができる

## (登録)

第5条 ボランティアとして活動しようとするものは、事前に登録しなければならない。

- 2 登録は、活動を希望する分野の担当職員と相談の上、登録要件等を確認し、必要書類を担当職員に提出する。

- 3 登録年度は4月1日から翌年の3月31日までの1年間とし、年度途中から登録した場合も、登録終了は登録年度の3月31日までとする。
- 4 引き続きボランティア活動を希望するものについては、年度毎に更新登録することができる。更新の回数に制限はない。

(活動)

第6条 ボランティアの活動内容は担当職員との相談によって決めた範囲とする。

- 2 ボランティア活動を行う場合には、担当職員等の指示や助言に従うこと。

(研修)

第7条 博物館は、ボランティア活動を円滑かつ安全に遂行し、ボランティアを育成するため、必要な研修を行う。

(報酬)

第8条 ボランティア活動に対する報酬は無償とする。

(経費)

第9条 ボランティア活動に際し、消耗品等、必要となる経費は博物館が負担する。

(交通費)

第10条 ボランティア活動に関する交通費は支給しない。

(保険・事故)

第11条 ボランティアは原則として、博物館の負担によるボランティア保険に加入する。

- 2 ボランティア活動は、ボランティア保険への加入を前提とし、事故が起きたときはその範囲で金銭的に保証される。
- 3 ボランティア活動中に、登録者本人に生じた事故については、原則として自己責任とする。
- 4 ボランティア活動中に起きたその他の事故については、ボランティア登録者と博物館で協議の上、処理する。

(登録の解除)

第12条 博物館は、次の号に掲げる場合、登録を取り消すものとする。

- (1) 登録辞退の申し出があった場合
- (2) 登録後に博物館の名誉を傷つけ、または当館の使命に反する行為があった場合
- (3) 博物館職員等の指示に従わない行為を繰り返し行った場合
- (4) 博物館の運営に支障をきたす行為を行った場合
- (5) その他、館長が必要と認めた場合

(遵守事項)

第13条 ボランティアは、次の各号について遵守しなければならない。

- (1) 博物館の定める各種の規範・規則を遵守すること
- (2) 活動中に知り得た個人情報やその他業務上の秘密等をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。ボランティア登録を終了した後も同様の扱いとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。